平成２１年（フ）第１０４号
熊本県山鹿市鹿本町来民1889番地良福寺第３団地10号
債務者　平嶋　龍二
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
熊本県鹿本郡植木町大字滴水936番地
債務者　小佐井　玲
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２号
熊本県八代市鏡町下有佐102番地
債務者　中道　謙二
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２１８号
栃木県下都賀郡大平町大字富田632番地６
債務者　小林　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２４７号
埼玉県東松山市桜山台23―２
債務者　矢島純一郎
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４８号
埼玉県東松山市桜山台23―２
債務者　矢島　絵理
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５３号
東京都練馬区高松４丁目16―４
債務者　野口　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５号
東京都府中市若松町２丁目４―２―102
債務者　田代　雪江
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１２号
東京都足立区伊興４丁目４―24―302
債務者　紺野　正義
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２３号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番５　県営吉浜住宅５棟104号、申立時の住所愛知県高浜市芳川町１丁目１番地２　上地木材衣浦寮305号
債務者　山田千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８８号
青森県むつ市大畑町本町137番地１
債務者　田端りつ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字合吉60番地14　コーポＡＫＩ103号室
債務者　出町　春美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫41番地
債務者　三浦　柾義
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫41番地
債務者　三浦トシヱ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫41番地三浦柾義方
債務者　三浦　政人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係